

設 計 書

工事名称 新松戸現場事務所解体工事

工事場所 松戸市幸谷 7 2 5 番地

工 期 自 令和 8 年 月 日
至 令和 9 年 1 月 2 9 日

設計年月日 令和 8 年 8 月

(工事価格)

前払金及工事出来高の内払回数については松戸市財務規則による。

参 考

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

現場説明書

1. 工事名称 新松戸現場事務所解体工事

2. 工事場所 松戸市幸谷 7 2 5 番地

3. 説明事項

<一般事項>

- ・ 工事現場周辺への騒音、振動、粉塵等の発生に十分配慮し作業を行うこと。
- ・ 工事期間中は現場内の整理整頓及び敷地周辺環境に配慮すること。
- ・ 契約後、各施工計画書及び施工図等は遅滞なく作成し、承諾を得ること。
- ・ 関係官公庁への届出等は遅滞なく行うこと。
- ・ 道路上での作業が伴う場合は、道路使用許可等を取得の上、作業を行うこと。

<工程について>

- ・ 工事の日程等は、事前に関係者へ周知すること。

<仮設について>

- ・ 道路上での作業や工事関係車両の搬出入時は、交通誘導員等を配置の上、通行人等の安全確保や交通の妨げにならないよう努めること。

<週休2日制適用工事について>

- ・ 本工事は、月単位の週休2日工事（発注者指定方式）である。
- ・ 受注者は、現場閉所（休息）による週休2日工事として取り組むこと。
 なお、予定価格については月単位の4週8休達成相当の経費を補正している。
- ・ 週休2日制の実施にあたっては、「松戸市営繕工事週休2日工事試行実施要領」に基づき行うこと。

<注意事項>

提出書類は松戸市建築工事提出書類等一覧表による。

検査・立会は松戸市建築工事検査・立会一覧表による。

落札者は契約締結後、書式データ・図面データ等をお渡しするのでCD-RW等を建築保全課へ持参すること。

新松戸現場事務所解体工事



案内図 S=1:2500

松戸市幸谷725番地

《凡例》  : 工事場所を示す。

《工事概要》

新松戸現場事務所の解体及び撤去を行う。

- 建物規模：木造・平屋建て
- 敷地面積：128.34㎡
建築面積：63.91㎡
延床面積：63.76㎡
- 工事内容
 - (1) 管理事務所の解体及び撤去（上屋・基礎全て）
 - (2) 管理事務所の内部造作及び残置物の解体及び撤去（設備配管・器具類等全て）
 - (3) 外構の舗装及び付属物（囲障、設備配管、樹等）の解体及び撤去
 - (4) 電気設備の撤去（屋内照明設備等）
 - (5) 給水設備の撤去。敷地内の給水管及びメーターは撤去し、止水栓は残すこと。
 - (6) 排水設備の撤去。浄化槽は汲み取り後に清掃及び撤去、敷地内排水管は撤去し、敷地境界線でキャップ止めとする。
 - (7) ガス管の撤去。ガス会社のメーター撤去及び切断作業後、残ったガス管は撤去処分すること。
 - (8) 解体後、整地を行うこと。
道路境界線より500mm離れた位置から法面処理（30度以内）とする。
整地完了後、敷地全面に防草シートを敷きを行うこと。

4. 特記事項

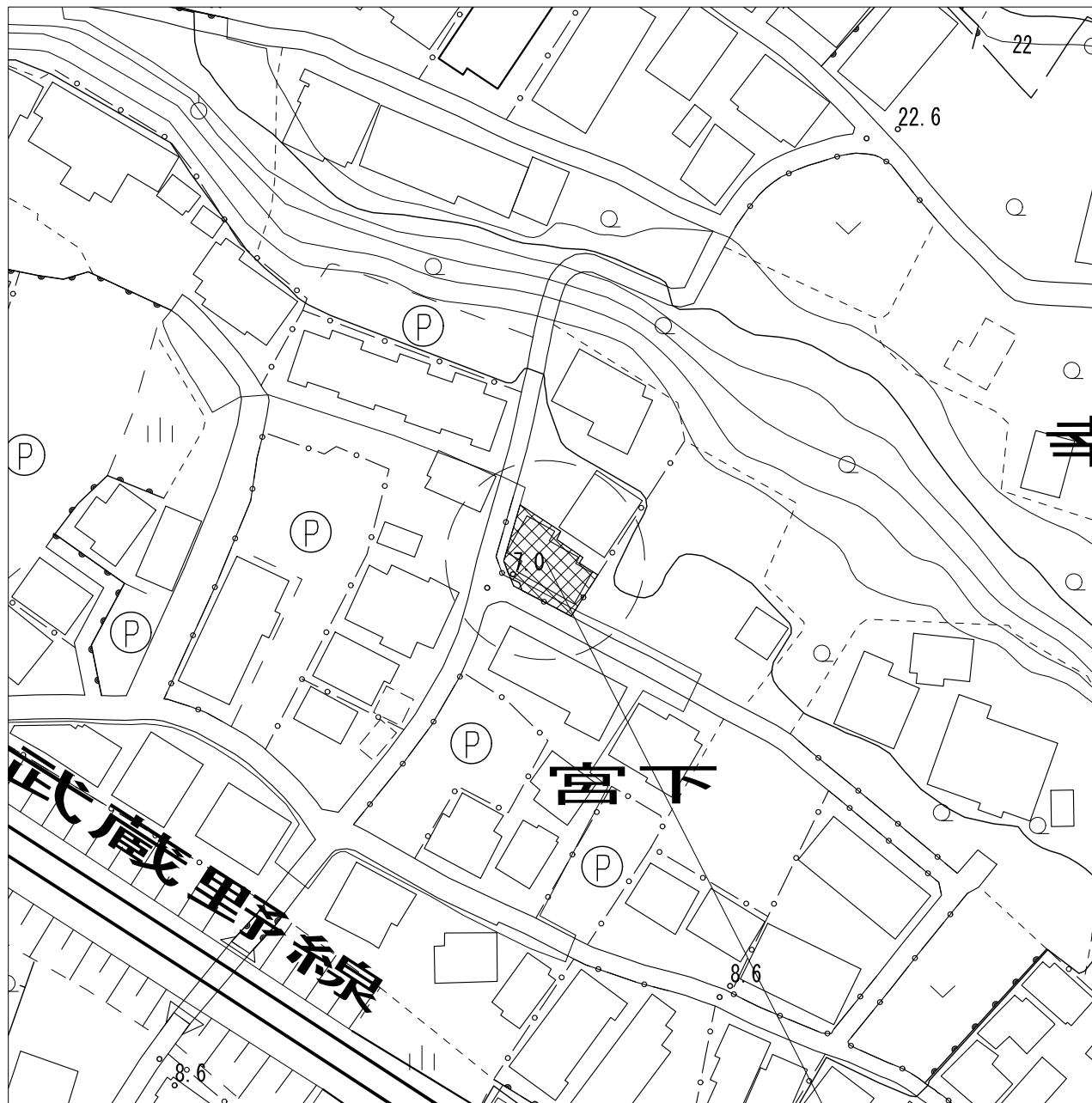
- ・解体、撤去に伴い生じた発生材は場外適正処分を行うこと。
- ・設計図書にて指定又は特記がなくも、現に存する不要な給排水設備等に係る配管類、樹類、機器類等は、監督職員へ報告の上、撤去すること。
- ・電気設備については、電力事業者との責任分界点から敷地側の電気設備、配管・配線、分電盤、ケーブル類を全て撤去すること。
- ・工事に際して既設境界線に影響が及ぶ可能性がある場合は、予め監督職員と協議すること。
- ・建物基礎、浄化槽等の撤去跡は、場内発生土にて適切に埋め戻しの上、水締め及び転圧を行うこと。

5. 仮設計画について

- ・近隣への粉塵及び安全対策措置等を適切に行うこと。
- ・工事表示看板（工事名称・発注者・施工者・連絡先）900×600を公衆の見やすい場所に安全に設置すること。
- ・工事用水及び電源は、施工者にて用意すること。
- ・搬出入の際は、適宜、交通誘導員を配置すること。

6. その他

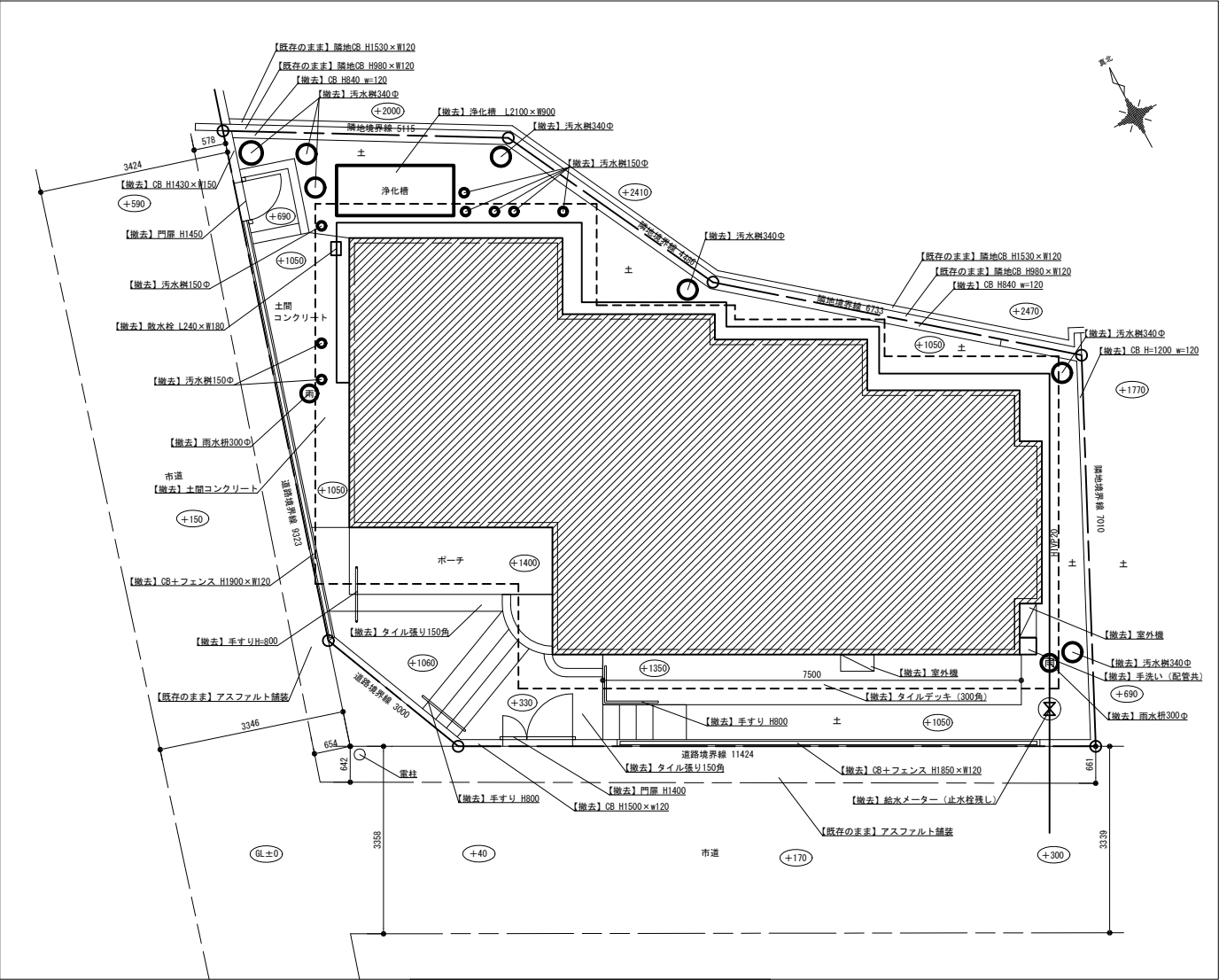
- ・大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、労働安全衛生法、石綿障害予防規則等、その他法令を順守すること。
- ・道路上で作業等を行う際は、道路使用許可等を取得すること。
- ・特記なき事項は下記による。
国土交通省大臣官房官庁営繕部監修建築物解体工事共通仕様書（令和4年版）
国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書（令和7年版）
国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築改修工事標準仕様書（令和7年版）
- ・本工事はワンダーレスボンス対象工事とする。



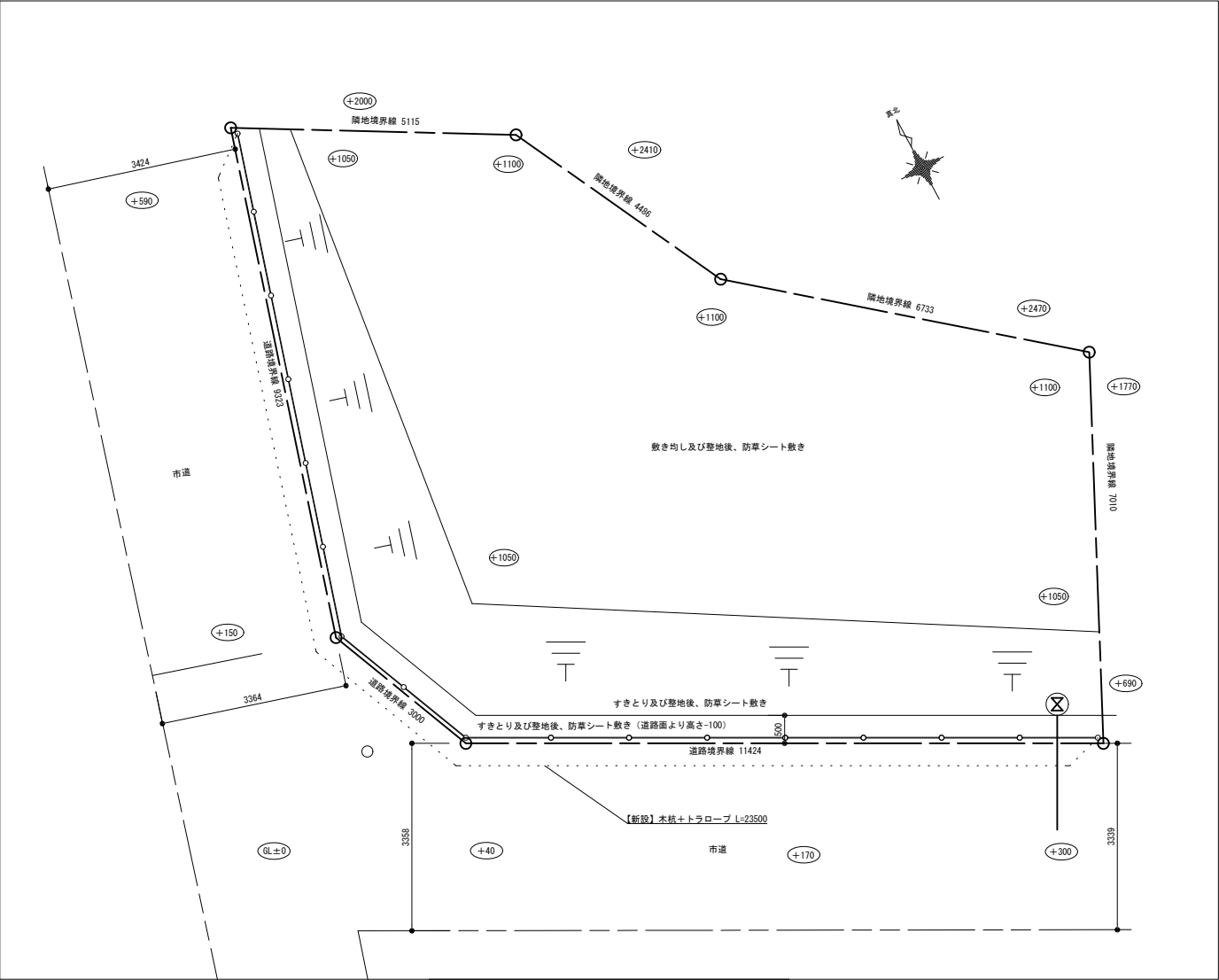
配置図 S=1:500

工事場所

工事名	新松戸現場事務所解体工事		
図面名	案内図・配置図		
作成年月日	令和8年8月1日	変更年月日	
縮尺	1:2500 (A1) 1:500 (A1)	図面番号	A-01
松戸市 街づくり部 建築保全課			

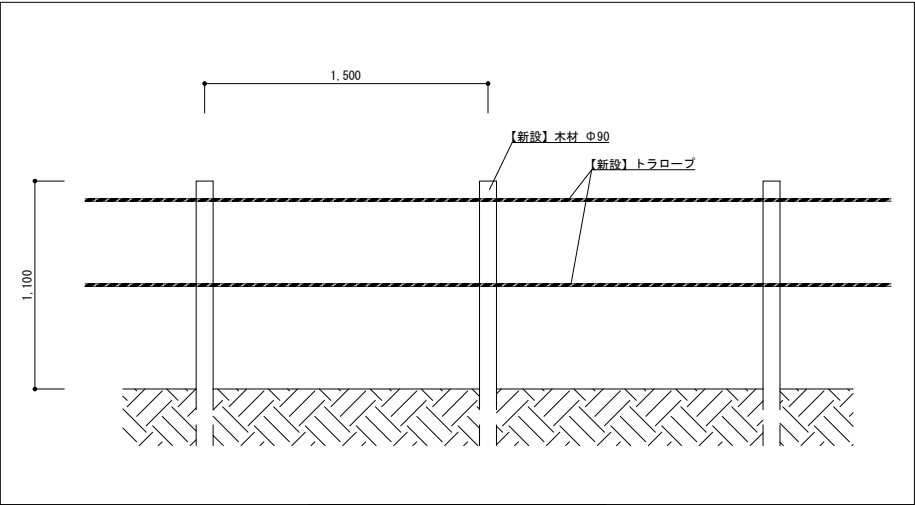


配置詳細図（解体前） S=1:60

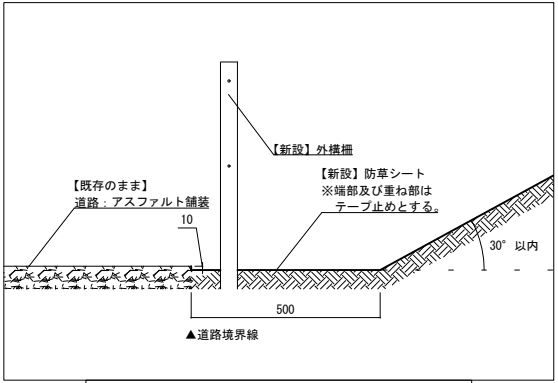


配置詳細図（解体後） S=1:60

《凡例》 : 解体建物を示す。

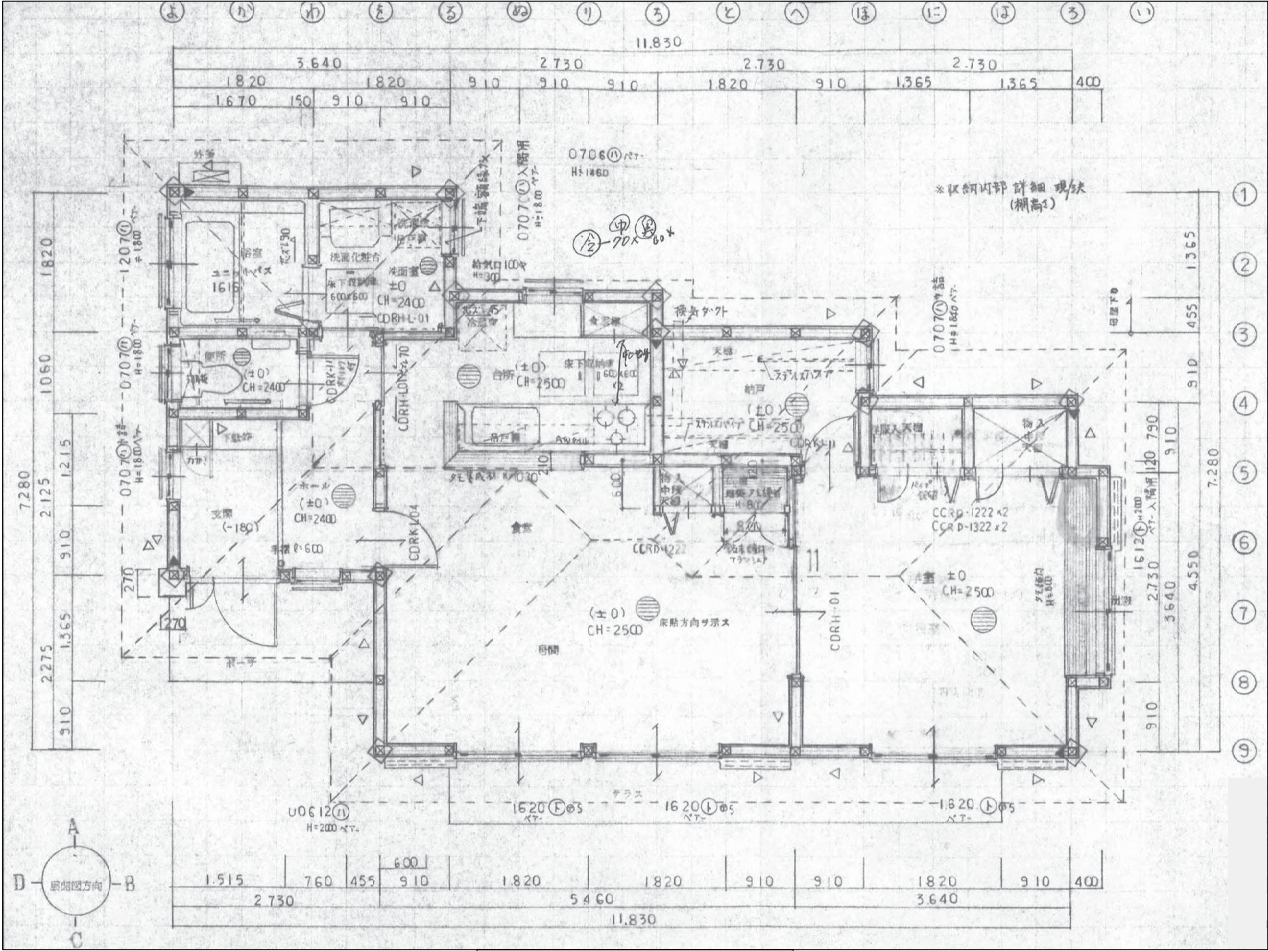


外構柵詳細図 S=1:20

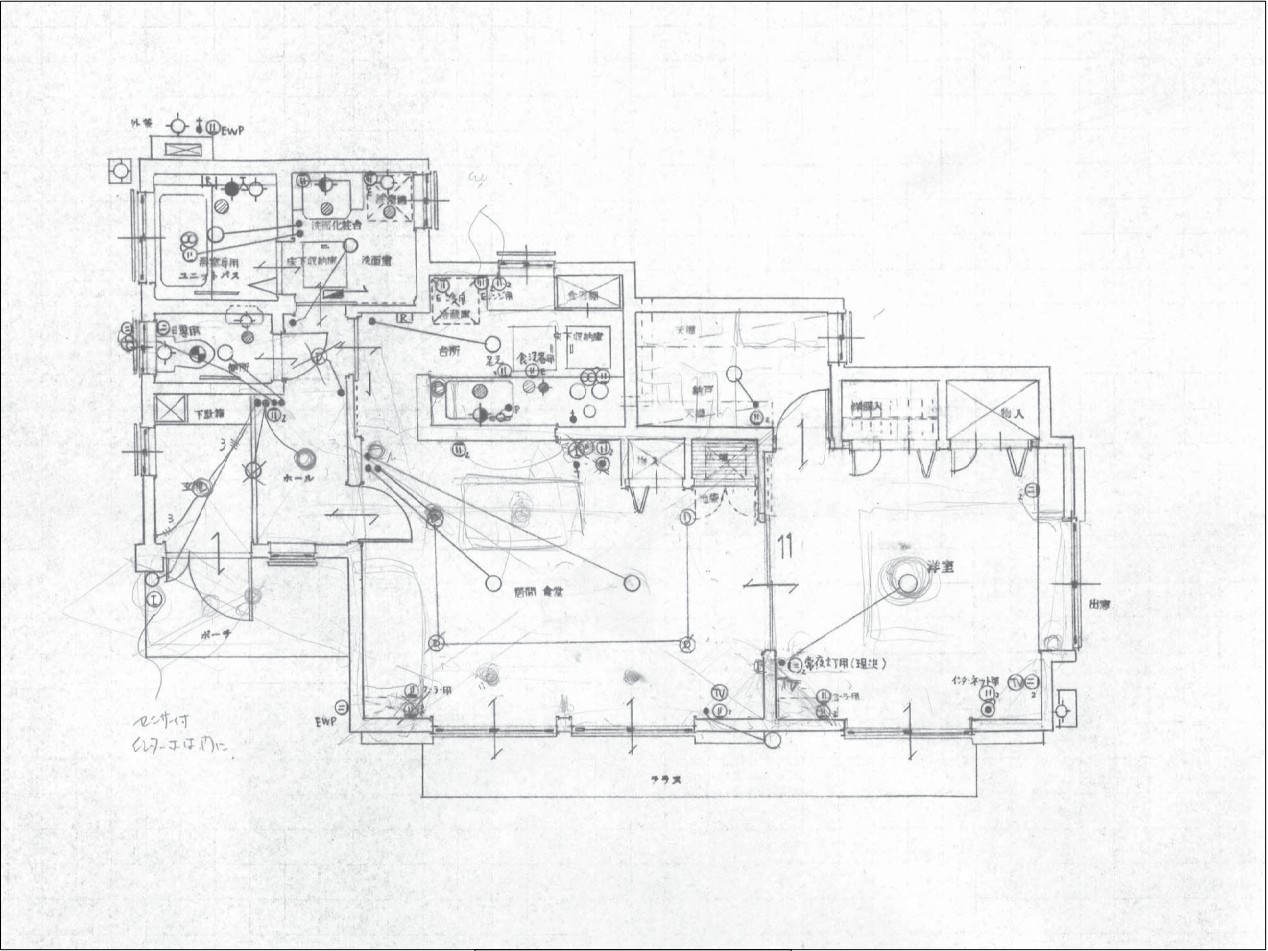


道路境界部断面詳細図 S=1:10

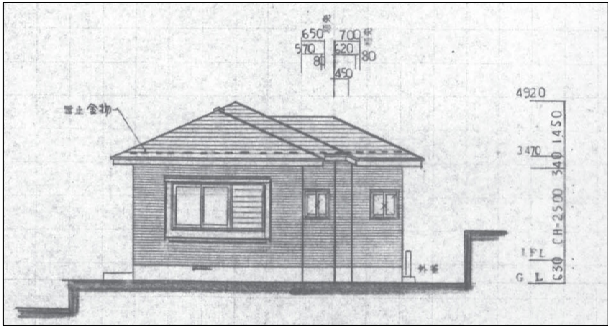
工事名	新松戸現場事務所解体工事		
図面名	配置詳細図(解体前・解体後)・部分詳細図		
作成年月日	令和8年8月1日	変更年月日	
縮尺	1:60 (A1) 1:120 (A3)	図面番号	A-02
松戸市 街づくり部 建築保全課			



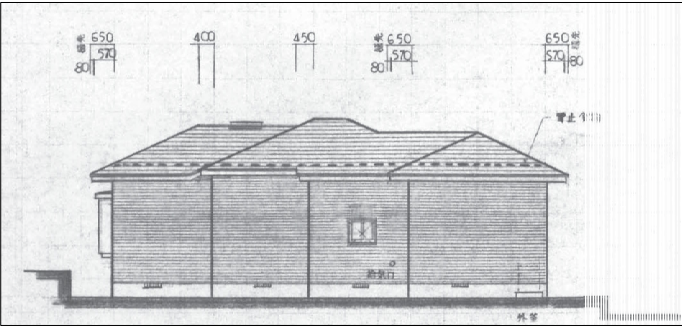
平面図 S=1:50



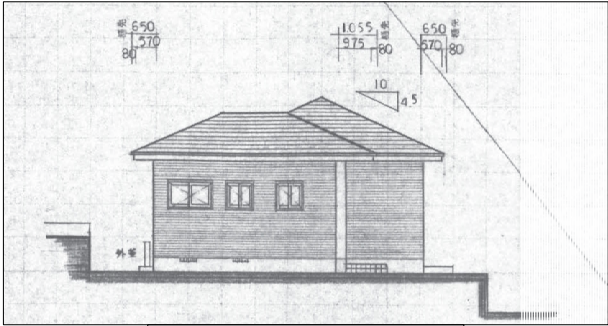
設備図 S=1:50



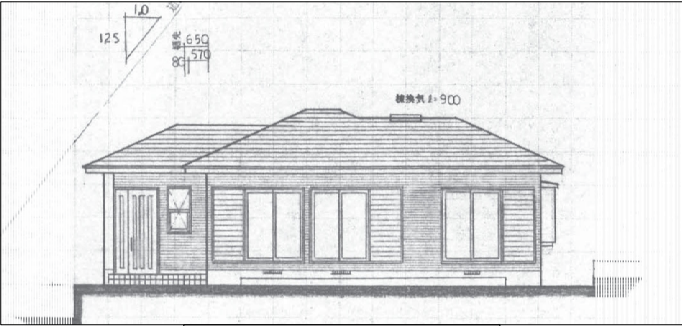
東側立面図 S=1:50



北側立面図 S=1:50



西側立面図 S=1:50



南側立面図 S=1:50

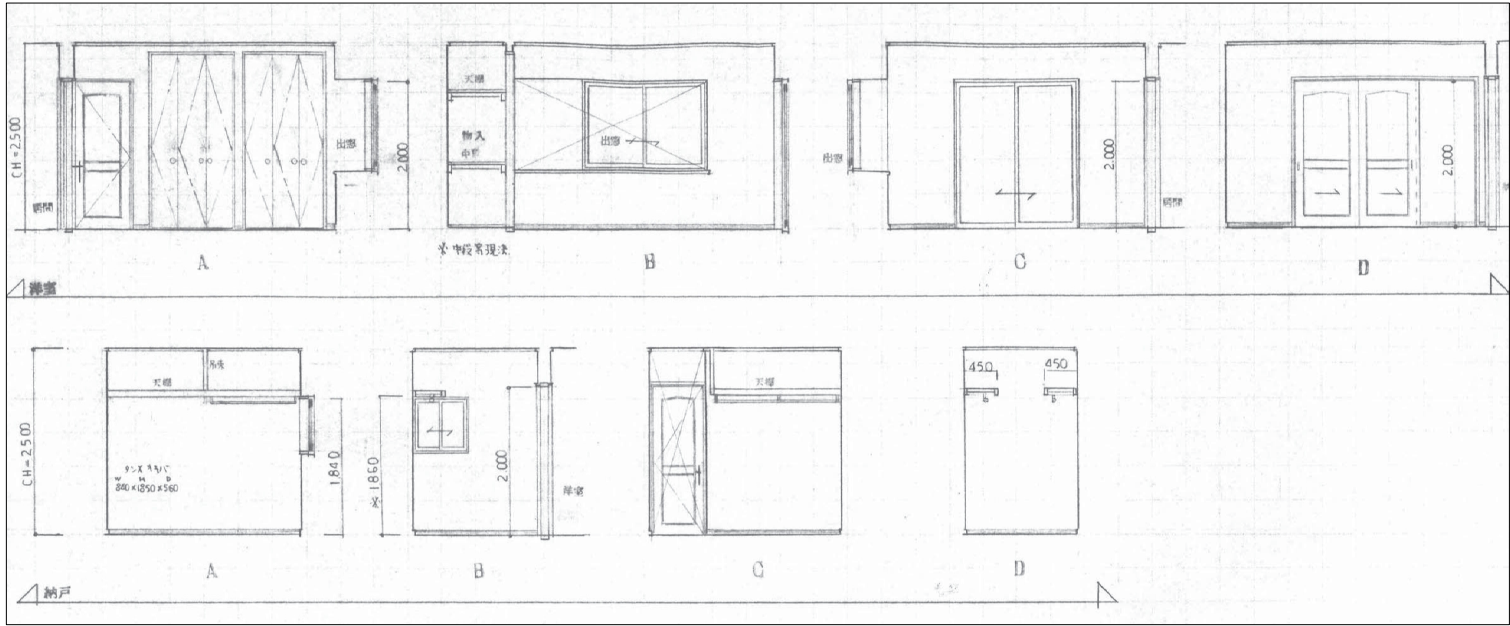
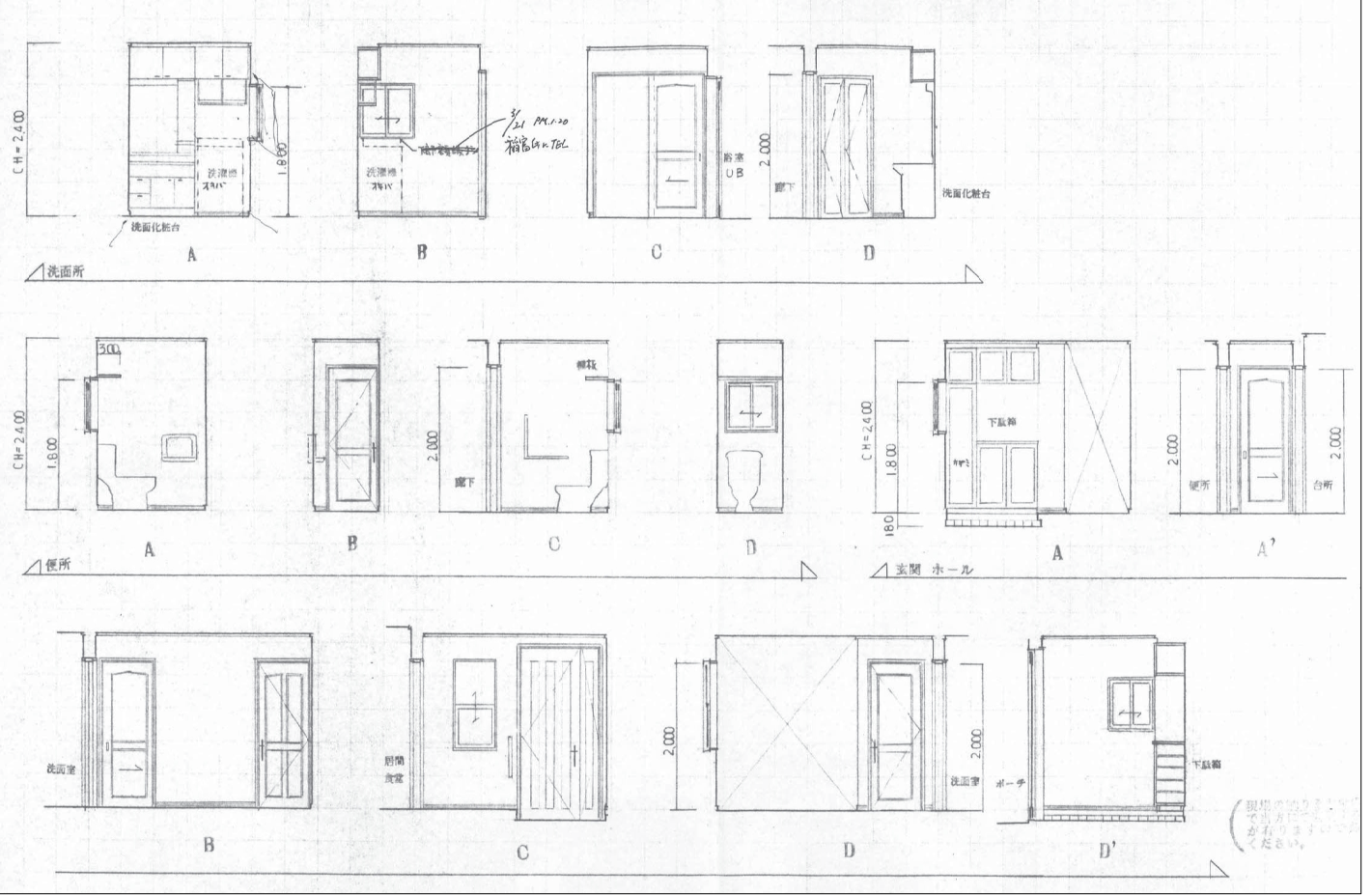
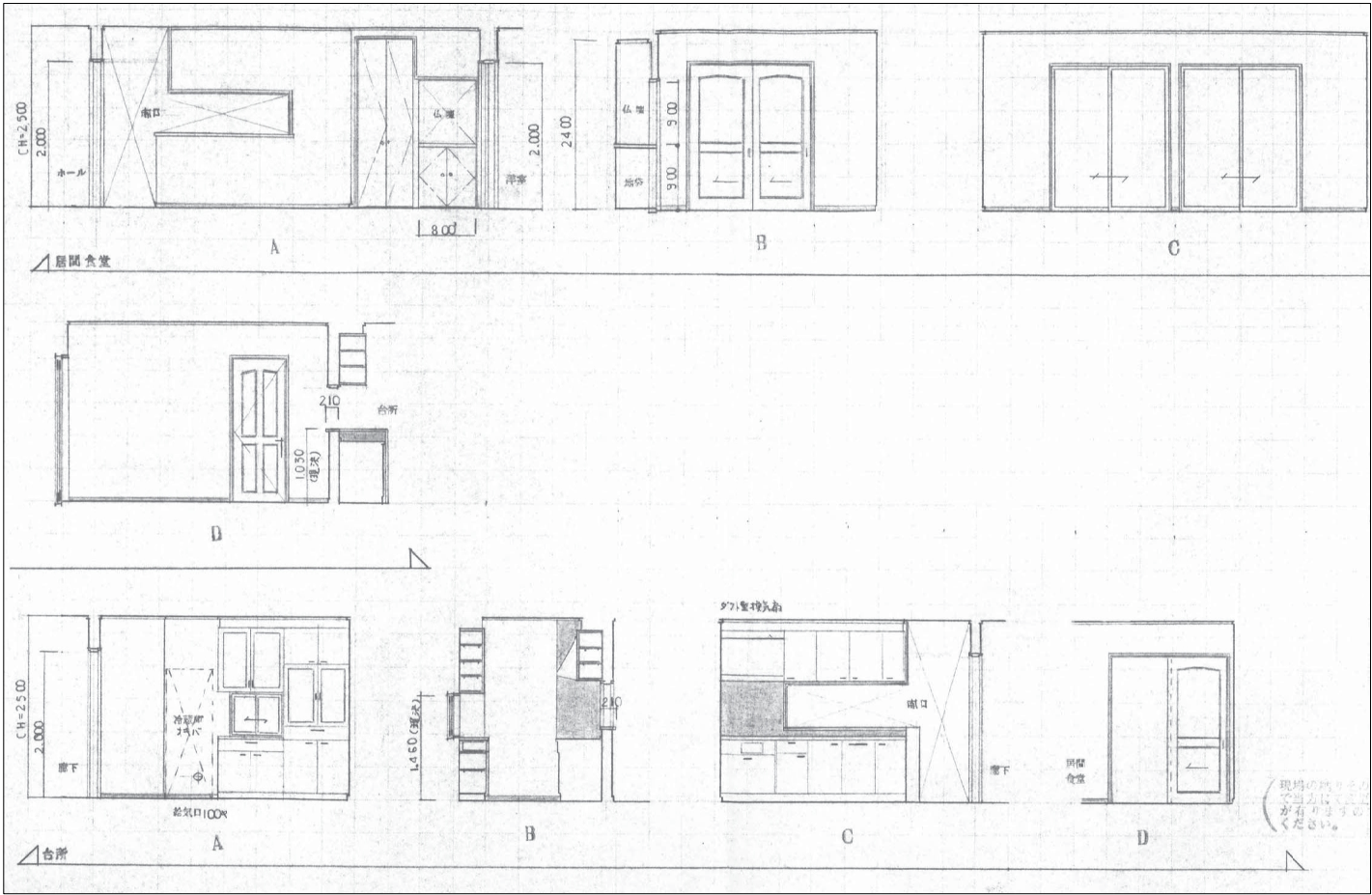
外部仕上表	
屋根	石綿セメント板葺き※
外壁	サイディング張り
軒天	ケイ酸カルシウム板+アクリルリシン※
破風・鼻隠し	硬質木片セメント板+アクリルリシン※
柱型・出窓	モルタル塗り+アクリルリシン※

※石綿含有建材（レベル3）として処分すること。

内部仕上表	
天井	石膏ボードt=9.5※+クロス張り
内壁	石膏ボードt=12.5※+クロス張り
床	フローリング張り
玄関のみ	磁器質タイル張り100角

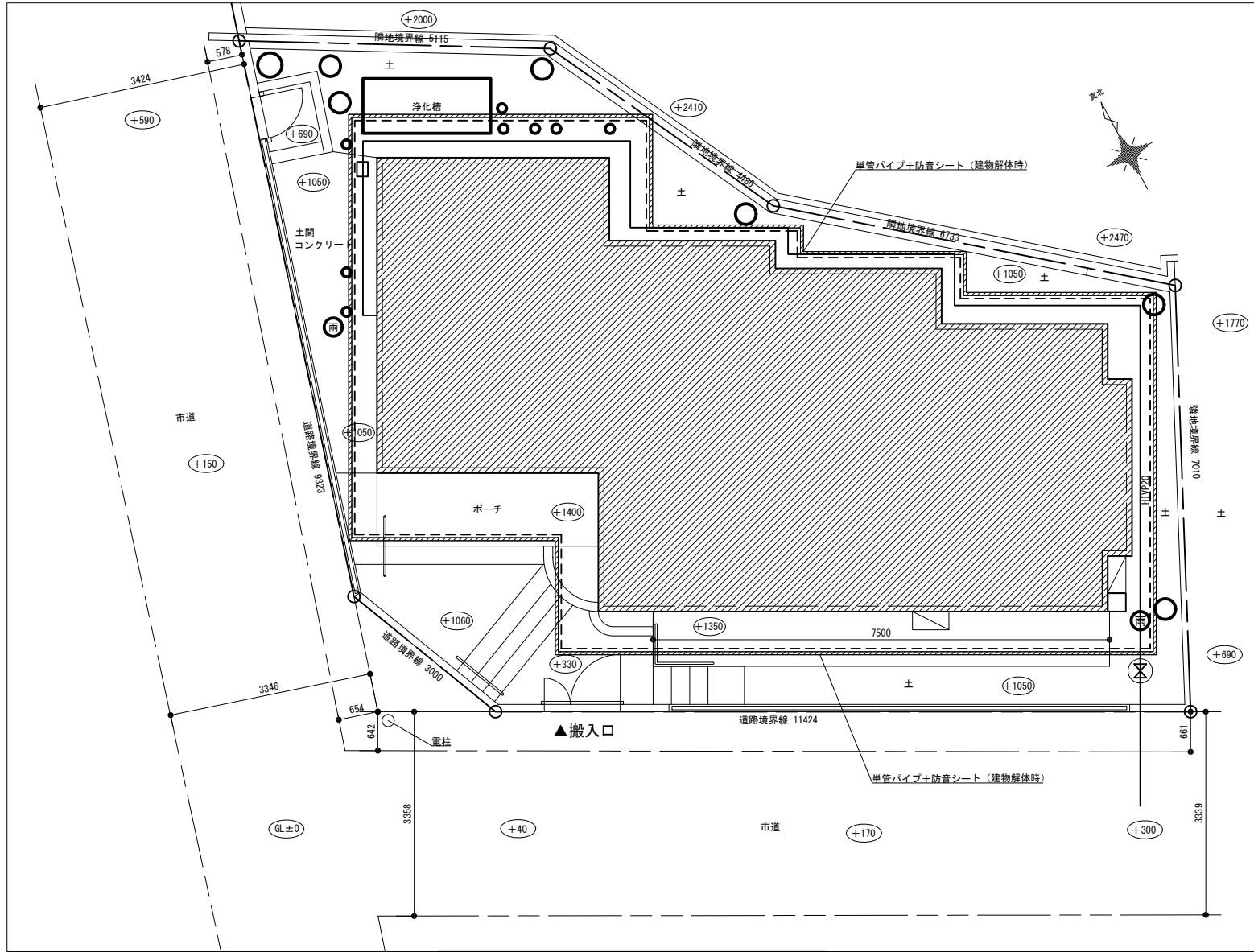
※石綿含有建材（レベル3）として処分すること。

工事名	新松戸現場事務所解体工事		
図面名	平面図・立面図・設備図・仕上表		
作成年月日	令和8年8月1日	変更年月日	
縮尺	1:50 (A1) 1:100 (A3)	図面番号	A-03
松戸市 街づくり部 建築保全課			

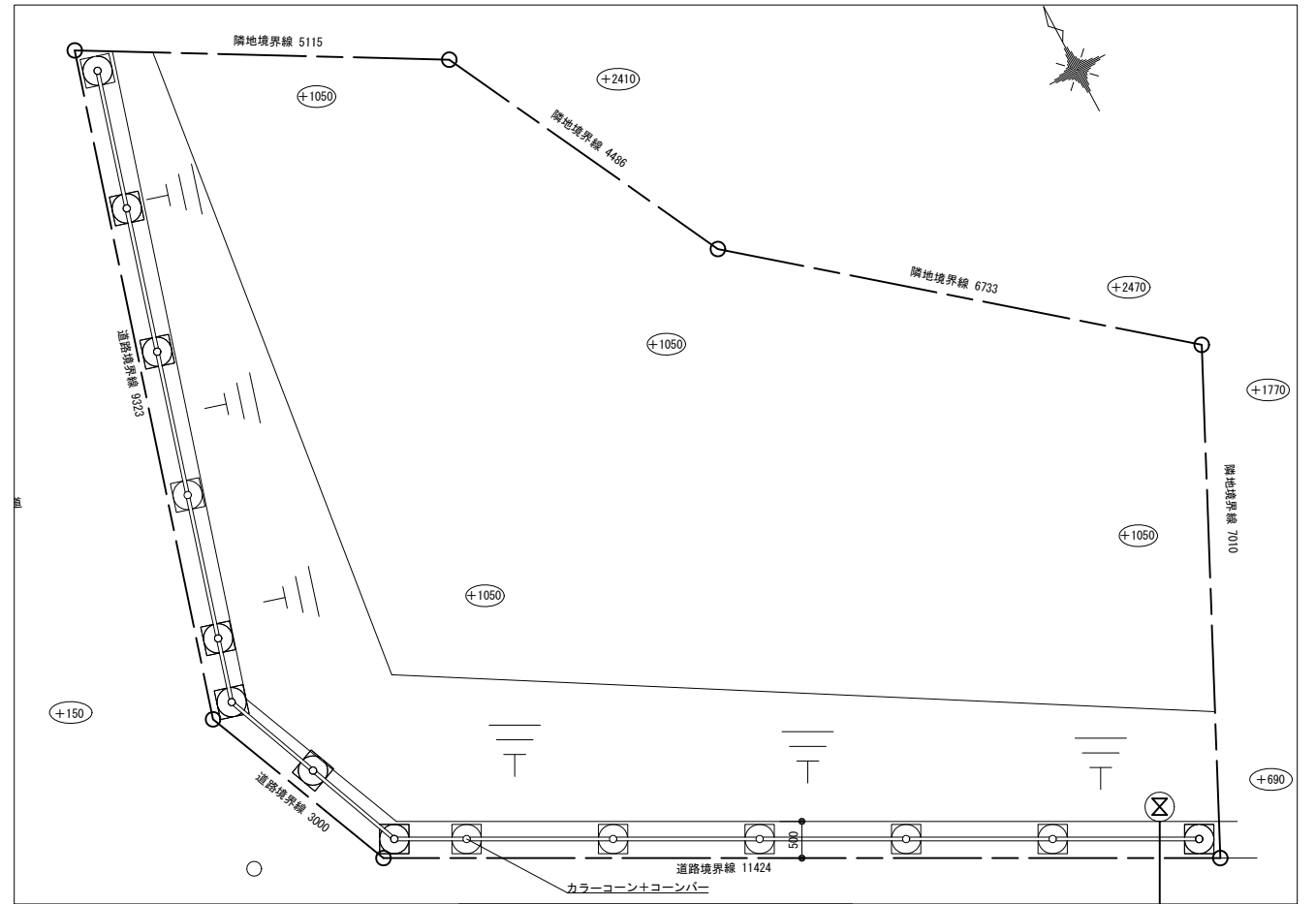


展開図 S=1:50

工事名	新松戸現場事務所解体工事		
図面名	展開図		
作成年月日	令和8年8月1日	変更年月日	
縮尺	1:50 (A1) 1:100 (A3)	図面番号	A-04
松戸市 街づくり部 建築保全課			



仮設計画図（建物等解体時） S=1:50



仮設計画図（造成時） S=1:50

《凡例》  : 解体建物を示す。

工事名	新松戸現場事務所解体工事		
図面名	仮設計画図		
作成年月日	令和8年8月1日	変更年月日	
縮尺	1:50 (A1) 1:100 (A3)	図面番号	A-05
松戸市 街づくり部 建築保全課			

《 松戸市建築工事提出書類等一覧表 》（2025.7）

1. 工事名称 新松戸現場事務所解体工事

2. 工事場所 松戸市幸谷725番地

3. 工 期 令和 年 月 日 から 令和 9年 1月29日 まで

4. CADデータの貸与 ☒有 ☐無

※1. 基準等にある「建」とは「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)令和7年版」を指す。

※2. 基準等にある「電」とは「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)令和7年版」を指す。

※3. 基準等にある「機」とは「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)令和7年版」を指す。

※4. 基準等にある「請負契約〇〇条」は「工事請負契約書」を指す。

	摘 要	様式	部数	基準等	提出責任者 ※記入無は 現場代理人
工 事 着 工 前 に 提 出	■工事实績情報（工事カルテ）の登録 （受注登録工事カルテ受領書、受注登録データ） ※契約額が500万円以上（契約後10日以内に登録） 【契約後14日以内】	報告	1	建1.1.4 電1.1.4 機1.1.4 松戸市建設工事 適正化指導要綱	代表者
	□電気保安技術者通知書 （資格者証の写し） 【契約後14日以内】	承諾	1	建1.3.3 電1.3.2 機1.3.2	
	■施工体制台帳・下請業者選定通知書・施工体系図 【下請契約後14日以内に提出（下請契約がない場合不要）】	報告	2	請負契約第7条 建1.1.5 電1.1.5 機1.1.5 松戸市建設工事 適正化指導要綱	
	■実施工程表 ※建築・電気・機械などの関連工事工程も記載 【初回打合せ後速やかに】	承諾	1	建1.2.1 電1.2.1 機1.2.1	
	■総合施工計画書 1. 組織表(現場代理人、主任技術者、工事用電力設備の保安責任者など)、緊急連絡体制、仮設計画図 2. 工事概要、建物概要、予想される災害・公害対策、出入口の管理、危険箇所の点検方法、火災予防、養生・片付け、工事の保険、関係官公署その他の関係機関への届出等一覧表など 【初回打合せ後速やかに】	報告	1	建1.2.2 電1.2.2 機1.2.2	

	摘 要	様式	部数	基準等	提出責任者 ※記入無は 現場代理人
工 事 中 に 提 出	■設計図書の照査報告書 【適宜】	報告	1	請負契約第19条	代表者
	■工種別施工計画書 ※資格者名簿・資格者証、使用資機材、使用材料・ 機材品質証明書などを添付	承諾	1	建1.2.2 電1.2.2 機1.2.2	主任技術者 及び現場代理人
	■施工図等（施工図、製作図、カタログ等） ※施工図、製作図は主任・現場が全ての図面に記名	承諾	1	建1.2.3 電1.2.3 機1.2.3	主任技術者 及び現場代理人
	■発生材処理計画書 産廃業者と契約書の写し（単価記載） 産廃業者の許可書の写し 再資源利用（促進）計画書 建設副産物情報交換システム工事登録証明書 ※登録は契約額が100万円以上 【廃棄物搬出前】	報告	1	建1.3.11 電1.3.9 機1.3.9	
	■月報（出来高・進捗表） 【月初め7日以内】	報告	1		
	□定例打合せ記録 【適宜】	報告	1		
	■詳細工程表（月間工程表） ※年末年始・GW・夏季等については、 安全管理措置、警備体制、緊急連絡先を記載 【前月末日まで】	報告	1	建1.2.1 電1.2.1 機1.2.1	
	□地業（既製コンクリート杭等）工事結果報告書	報告	1	建1.5.4	主任技術者 及び現場代理人
	■試験結果報告書	報告	1	建1.4.5 建1.5.6 電1.4.5 電1.5.4 機1.4.5 機1.5.5	主任技術者 及び現場代理人
	□発生土処理報告書	報告	1		
	■発生材処理報告書 産廃業者マニフェストの写し（E票） 再資源利用（促進）実施書 建設副産物情報交換システム工事登録証明書 【処分後】	報告	1	建1.3.11 電1.3.9 機1.3.9	
	□出来高検査 1 出来高検査願 2 出来高報告書	報告	1	請負契約第39条	
	■現場休止届（年末年始・GW・夏季等） ※安全管理措置、警備体制、緊急連絡先を記載	報告	1		

	摘 要	様式	部数	基準等	提出責任者 ※記入無は 現場代理人
完 成 後 に 提 出	■関係官公署その他の関係機関への届出等 【工事完了後速やかに】	報告	1		代表者
	■しゅん工届 【工事完了後速やかに】		1	建1.6.1 電1.6.1 機1.6.1	
	■自主検査記録（現場代理人以外の検査とする） 【工事完了後速やかに】	報告	1		
	■工事写真（建築工事写真撮影基準に準拠）			建1.2.4 電1.2.4 機1.2.4	
	■1 工事記録写真 ■2 完成写真 【工事完了後速やかに】	写真帳 写真帳	1 1		
	■完成図 PDF, CADデータ	CDもし くはDVD	2	建1.7.2 電1.7.2 機1.7.2	
	□電子納品 電子媒体 電子媒体納品書	CDもし くはDVD	2 1	※松戸市建築事業 に係る電子納品 運用ガイドライ ン（案）	
	■工事实績情報（工事カルテ）の登録 （竣工登録工事カルテ受領書、竣工登録データ） ※500万以上	報告書	1	建1.1.4 電1.1.4 機1.1.4	
	■引渡し関係 ■1 予備品等引渡通知書（リスト共） □2 キーボックス		3		
	□防水工事に関する保証書 各種防水仕様による保証書（特記仕様による） 元請業者、製造業者及び防水施工業者の連名	保証書	3		
	■保全に関する資料 □1 建築物等の利用に関する説明書 ■2 保守に関する説明書（機器取扱説明書を含む） □3 機器性能試験成績書 ■4 官公署届出書類	原則、 CDもし くはDVD	2 2 1 1	建1.7.3 電1.7.3 機1.7.3	
	□5 総合試運転報告書 □6 総合試運転調整報告書		1 1	電1.7.3 機1.7.3	

《 松戸市建築工事検査・立会い一覧表 》 建築工事編 (2025.7)

1. 工事名称 新松戸現場事務所解体工事

2. 工事場所 松戸市幸谷725番地

3. 工 期 令和 年 月 日 から 令和 9年 1月29日 まで

標 仕：公共建築工事標準仕様書(建築工事編)令和7年版

改標仕：公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)令和7年版

No	検査・立会い項目	基準等	備 考
1	検査		
	■ 1 品質管理検査(必要に応じて)	標 仕 1. 3.6 改標仕 1. 3.6	
	■ 2 材料の検査(承諾済は除く)	標 仕 1. 4.4 改標仕 1. 4.4	
	■ 3 施工の検査等	標 仕 1. 5.5 改標仕 1. 7.5	
	□ 4 敷地の状況確認及び縄張り	標 仕 2. 2.1	
	□ 5 ベンチマーク	標 仕 2. 2.2	
	□ 6 遣方	標 仕 2. 2.3	
	□ 7 根切り	標 仕 3. 2.1 改標仕 8.28.3	
	□ 8 地業工事 掘削深さ及び支持層 (アースリ工法、リバース工法、オールシング工法)	標 仕 4. 5.5	
	□ 9 配筋検査	標 仕 5. 1.3 改標仕 8. 3.1	
	□ 10 コンクリート打ち込み後補修	標 仕 6. 9.6 改標仕 8. 8.6	
	□ 11 高力ボルト締付確認の記録	標 仕 7. 4.8 改標仕 8.14.8 改標仕 8.20.7	
	□ 12 鉄骨建方	標 仕 7.10.5	
	□ 13 鉄骨現場組立て	改標仕 8.19.3	
	□ 14 鋼板巻組立て	改標仕 8.23.6	
	□ 15 防水層の施工	標 仕 9. 1.3 改標仕 3. 1.3	
	□ 16 タイル張施工後の接着力試験不合格の場合	標 仕 11. 1.7 改標仕 4. 4.8 改標仕 6.16.2	
	□ 17 部分使用		
	□ 18 出来高		
2	立会い		
	■ 1 材料の検査に伴う試験	標 仕 1. 4.5 改標仕 1. 4.5	
	■ 2 監督職員の指示による立会い	標 仕 1. 5.8 改標仕 1. 7.8	
	□ 3 地業工事の試験による立会い (杭又は支持地盤の位置及び土質の試験)	標 仕 4. 2.1 改標仕 8.28.4	